

船橋市介護老人保健施設協会会則

第1章 総則

第2章 会員

第3章 役員

第4章 会議

第5章 会計

第6章 事務局

第7章 研修事業

第8章 会則の変更及び解散

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は船橋市介護老人保健施設協会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を会長の所属する介護老人保健施設内に置く。

(目的)

第3条 本会は、船橋市内の介護老人保健施設(以下「老健施設」という。)が相互に連携を保ち、親睦を深め円滑な運営を図って、地域住民の福祉増進に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 船橋市内の関係機関及び団体との連絡協議事項。
- (2) 老健施設の管理運営の適正化についての情報交換及びその質的向上を図るための研修、研究に関する事項。
- (3) 老健施設の地域社会に於ける活動と普及に関する事項。
- (4) 施設間相互の親睦に関する事項。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、船橋市内に於いて老健施設を開設している施設、又は開設しようとする施設の代表者又は管理者とする。但し、特段の事情のある場合は、当該開設者が選任した者とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、会長宛ての入会申込書を事務局に提出し、本会の会員過半数以上の承認を経て会員となる。

(会費)

第7条 本会の入会金及び会費は、次のとおりとし、徴収方法は各会員に、その都度書面で通知する。

- (1) 入会時 10,000 円
- (2) 年会費 10,000 円

(退会)

第8条 本会を退会しようとする者は、会長宛てに退会届を提出して、退会することができる。また、入会金の返戻はしないものとする。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

| | |
|-----|----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 監 事 | 2名 |

(役員を選任)

第10条 会長、副会長及び監事は、会員の中から総会に於いて選任する。

(役員職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- (1) 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できない時、又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。
- (2) 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は下記のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 役員に欠員が生じ、補欠役員が選任された時の任期は、前任者の残任期とする。
- (3) 役員は辞任又は任期満了後に於いても、後任者が就任するまではその職務を行わなくてはならない。

第4章 会議

(会議の種類)

第13条 会議は、3つとし、定期総会、臨時総会及び協議会とする。

(会議の開催)

第14条 会議は、下記のとおりで開催する。

- (1) 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- (2) 定期総会及び臨時総会は、会員の過半数の出席を以って会議を開き、議決するものとする。但し、やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、委任状をもって、出席に代えることができるものとする。
- (3) 定期総会及び臨時総会の議事は、出席会員の過半数を以って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- (4) 定期総会は、毎年2回、2月(事業計画及び予算、その他重要事項)、及び5月(決算及びその他重要事項)に開催する。

- (5) 臨時総会は、会長が必要と認めるときは、いつでも招集することができるものとする。
- (6) 会長は、5分の1以上の会員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1ヶ月以内に、臨時総会を招集しなければならない。
- (7) 協議会は、本会の会員をもって構成し、毎月第4木曜日に定期開催とする。但し、多数の会員が本来業務に支障を来す場合は、この限りではない。
- (8) 協議会は、会員の過半数以下の出席であっても、会議を開くことができる。但し、事務局は出席できない会員に対して、後日に議事録等を電話・FAX・メール等で報告しなければならない。

第5章 会計

(経費)

- 第15条** 本会の経費は、会費・事業の収入・補助金・委託料・その他寄付金等をもって、これに充て、徴収方法並びに会計処理については、会長の指示により事務局によって適切な処理をするものとする。

(会計監査)

- 第16条** 前条によって処理された、会計に関する出納並びに諸帳簿類について、毎会計年度締切後、監事による会計監査を受けるものとする。

(会計年度)

- 第17条** 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6章 事務局

(事務局の設置)

- 第18条** 会費等の会計処理及び会員間の諸連絡・報告・行政との連絡・連携等のため、事務局を設ける。

(事務局員の選任)

- 第19条** 事務局員は、会長が選任し、第2条に規定された事務所に所属し、無償とする。

第7章 研修事業

(研修部門)

- 第20条** 会則に定められた事業の内、特に研修事業については同一職域間の自主研修を進めるための各部会を設置して、積極的に立案・実施・評価・改善等に活用し、会員の各施設職員等の資質の向上に寄与できる具体的活動を行うことを目的とする。

(部会の設置及び研修会開催)

第21条 前条の各部会及び研修会開催については、定期総会、臨時総会及び協議会のいずれかで承認を得るものとする。

(部会長及び研修責任者の選任)

第22条 部会長及び研修責任者は、本会の推薦により会員施設、又は会員施設の従業員から会長が委嘱し、部会長及び研修責任者は研修効果をより高めるため、研修方法を研究する。

(外部研修講師等の選任)

第23条 部会長及び研修責任者は、研修効果を高めるために外部講師等を招聘し、研修会を開催する場合は、定期総会、臨時総会及び協議会のいずれかで承認を得るものとする。

(研修責任者及び外部講師等の謝金)

第24条 研修責任者及び外部講師等への謝金は、本会の入会金及び年会費を充て、金額については、定期総会、臨時総会及び協議会のいずれかで承認を得るものとする。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第25条 会則の変更は、第14条の(2)・(3)により、変更できるものとする。

(本会の解散)

第26条 本会は、次の事由によって解散する。

- (1) 本会の会議における会員の決議。
- (2) 本会は会員の4分の3以上の賛成がなければ(1)の決議をすることができない。

(雑則)

第27条 会則の定めがない事項については、第13条、第14条の規定により議決する。

付 則

- (1) 平成23年9月8日から施行の会則は平成27年12月31日に廃止する。
- (2) 平成28年1月1日より、この会則を施行する。